

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
791	0032	汐首岬灯台 Shiokubimisaki 41 42. 7N Fl (2) W 20s 140 57. 8E 群閃白光 毎 20 秒に 2 閃光	50	12	白塔形 11	変更 明弧 279° ～98°
792	0104	節婦港南防波堤灯台 Seppu Ko 42 22. 7N Fl (2) R 6s 142 16. 4E 群閃赤光 毎 6 秒に 2 閃光	13	5	赤塔形 8	変更
793	0204. 2	幌茂尻港北防波堤灯台 Horomoshiri Ko 43 17. 9N Iso G 4s 145 31. 2E 等明暗緑光 明 2 秒暗 2 秒	12	5	白塔形 8	変更
794	1025. 7	舞鶴クレーンブリッジ橋梁灯 (P1 灯) Maizuru				廃止
795	1025. 71	舞鶴クレーンブリッジ橋梁灯 (P2 灯) Maizuru				廃止
796	1025. 72	舞鶴クレーンブリッジ橋梁灯 (P3 灯) Maizuru				廃止
797	1025. 73	舞鶴クレーンブリッジ橋梁灯 (P4 灯) Maizuru				廃止
798	1025. 76	舞鶴クレーンブリッジ橋梁灯 (C1 灯) Maizuru				廃止
799	1025. 77	舞鶴クレーンブリッジ橋梁灯 (C2 灯) Maizuru				廃止
800	1330 M7092	弾埼灯台 Hajikisaki 38 19. 9N Fl W 15s 138 30. 8E 単閃白光 毎 15 秒に 1 閃光	74	21	白塔形 19	変更 明弧 91° ～357°
801	2437	稲取港南防波堤灯台 Inatori Ko				廃止
802	3417	中島港南防波堤灯台 Nakajima Ko 33 57. 3N Fl G 3s 134 41. 9E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	11	7	白塔形 9	変更
803	4008. 5	朝日港西宝伝東防波堤灯台 Asahi Ko				廃止
804	6746. 1	美々津港東沖えひめ 1 号浮魚礁施設灯 Mimitsu Ko				廃止

無線方位信号所

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	周波数	信号法	電力(W)	範囲	備考
805	9066. 5		波節岩 Habushiwa						廃止

船舶通航信号所(海上交通センター)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
806	8401. 1	本州南岸 (東京湾)	横 浜 Yokohama	35 27. 0N 139 38. 2E	とうきょうマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

a 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等

b 千葉航路、市原航路、東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路における港内信号(港則法規則別表第四に定める信号をいう。)の現状

c 洲埼灯台(北緯 34° 58′ 31″ 東経 139° 45′ 27″)から鰐埼灯台(北緯 35° 8′ 29″ 東経 139° 40′ 37″)まで引いた線以北の海域(以下「東京湾」という。)及び東京湾と他の海域との境界付近における船舶の交通の制限又は禁止の状況

d 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

e 東京湾において錨泊している船舶の状況

f 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

g 東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 観音埼及び野島埼における風向、風速及び気圧、浦賀水道における風向、風速及び波高並びに風早埼(伊豆大島)、鰐埼、第 2 海堡、本牧、東京 10 号地、海ほたる及び洲埼における風向及び風速

- i 東京湾及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
- j その他船舶の航行の安全上必要な事項
- (イ) 船舶自動識別装置による場合
 - a (ア)a,b,e 及び h を除く。)に掲げる事項
 - b 漁ろうに従事している船舶の集中の状況
 - c 石廊崎、観音崎、野島崎、犬吠崎及び塩屋崎における風向、風速及び気圧並びに伊良湖岬、舞阪、御前崎、八丈島、風早崎(伊豆大島)、釧崎、本牧、東京 10 号地、洲崎、勝浦及び磯崎における風向及び風速
- ウ 変更なし
- (2) 変更なし
- 2～3 変更なし
- 4 (1)～(6) 変更なし
- (7) 1(1)イ(イ)cに掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。
- 4 (8)～(11) 変更なし
- 5 1～4 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

807 8402

本州南岸

伊良湖岬

34 34.8N

いせわんマーチス

Iragomisaki 137 01.0E

1 情報の提供

- (1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

- a 長さ 130m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の航路
入航予定時刻、船名、総トン数等
- b 航路における管制信号(海交法規則第 8 条第 2 項の表に掲げる信号をいう。)の現状及び予告
- c 航路における船舶の交通の制限の状況
- d 大山三角点(北緯 34° 36′ 7″ 東経 137° 8′ 47″)から石鏡灯台(北緯 34° 26′ 40″ 東経 136° 55′ 25″)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「伊勢湾海域」という。)及び大山三角点から
石鏡灯台まで引いた線、大王崎灯台(北緯 34° 16′ 34″ 東経 136° 53′ 58″)から 90° 4 万 1 千 m の
地点まで引いた線、同地点から 0° に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「遠州灘海
域という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- e 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況
- f 伊勢湾海域及び遠州灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路
障害物の状況
- g 伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
- h 伊良湖岬及び舞阪における風向及び風速並びに大王崎における風向、風速、気圧及び波高
- i 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の
状況
- j その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

- a (ア)(a,b,e 及び h を除く。)に掲げる事項
- b 大王崎における風向、風速、気圧及び波高、潮岬及び石廊崎における風向、風速及び気圧並びに桃
頭島、伊良湖岬、舞阪及び御前崎及び八丈島における風向及び風速

- (2) 変更なし

2～3 変更なし

4 (1)～(5) 変更なし

- (6) 1(1)イ(イ)bに掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限
し定て行われること。

4 (7)～(11) 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

808 8403

本州南岸

名古屋 35 02.1N なごやハーバーレーダー
Nagoya 136 50.8E

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

a 東水路(港則法規則第 29 条の 3 第 1 項に規定する東水路をいう。以下同じ。)を航行する長さ 270m 西水以上の船舶、路又は北水路(それぞれ港則法規則第 29 条の 3 第 2 項に掲げる西水路又は北水路をいう。以下同じ。)を航行する長さ 175m 以上の船舶及びそれぞれの水路を航行する総トン数 5 千 t 以上の油送船の水路入航予定時刻、船名、総トン数等

b 東水路、西水路及び北水路における港内信号(港則法規則別表第 4 に定める信号をいう。)の現状及び予告

c 名古屋港(港則法施行令(昭和 40 年政令第 219 号)別表第 1 に掲げる名古屋港の港の区域をいう。以下同じ。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況

d 名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

e 名古屋港及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

f 名古屋港内及びその境界付近海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

g 名古屋港内及びその境界付近海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

h 名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

i 霧等が発生した場合の信号所における視程の状況

j 名古屋港及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

k その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(a,b,e 及び h を除く。)に掲げる事項

b 四日市港第 1 区及び名古屋港高潮防波堤中央堤東端における風向及び風速

ウ 変更なし

(2) 変更なし

3 (1)～(5) 変更なし

(6) 1(1)イ(イ)b に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

3 (7)～(10) 変更なし

4 1～2項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

809 8404

瀬戸内海
東部(II)

神戸 34 39.1N おおさかマーチス
Kobe 135 13.1E

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

- a 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の明石海峡航路入航予定時刻、船名、総トン数等並びに南港水路(港則法規則第 33 条第 1 項に規定する南港水路をいう。)を航行しようとする総トン数 5,000t 以上の船舶、堺水路(港則法規則第 33 条第 2 項に規定する堺水路をいう。)を航行しようとする総トン数 3,000t 以上の船舶、浜寺水路(港則法規則第 33 条第 3 項に規定する浜寺水路をいう。)を航行しようとする総トン数 10,000t 以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン数 40,000t(油送船にあつては 1,000t)以上の船舶の入出航予定時刻、船名、総トン数等
- b 南港水路、堺水路、浜寺水路及び神戸中央航路における港内信号(港則法規則別表第 4 に定める信号をいう。)の現状及び予告
- c 航路及び阪神港(港則法規則別表第 1 阪神の部に掲げる堺泉北区、大阪区及び神戸区に限る。以下同じ。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況
- d 生石鼻灯台(北緯 34° 16′ 3″ 東経 134° 57′ 0″)から田倉埼灯台(北緯 34° 15′ 54″ 東経 135° 3′ 42″)まで引いた線、江崎灯台(北緯 34° 36′ 23″ 東経 134° 59′ 36″)から 328° 30′ に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「大阪湾海域」という。)及び江崎灯台から 328° 30′ に陸岸まで引いた線、雁子岬、雁子岬から 272° に引いた線が取揚島東端と松島東端とを結ぶ線と交わる点及び取揚島東端を順次結んだ線、取揚島北端から網崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域(以下「播磨灘海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- e 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況
- f 大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
- g 大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
- h 明石海峡航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況
- i 江崎における風向、風速及び気圧、洲本における風向、風速及び波高、孫崎、地藏崎、明石海峡、神戸ポートアイランド、夢洲、友ヶ島における風向及び風速
- j 明石海峡航路における潮流の状況
- k 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
- l その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

- a (ア)(a,b,e 及び i を除く。)に掲げる事項
- b 足摺岬、室戸岬、佐田岬、江崎及び潮岬における風向、風速及び気圧、都井岬、孫崎、男鹿島、神戸ポートアイランド、夢洲、友ヶ島及び桃頭島における風向及び風速

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～3 変更なし

4 (1)～(5) 変更なし

(6) 1(1)イ(イ)b に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

4 (7)～(10) 変更なし

5 1～3 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

810 8405

瀬戸内海
東部(II)

青ノ山
Aonoyama

34 18.2N
133 49.3E

びさんマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

- a 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の航路及び水島港港内航路入航予定時刻、船名、総トン数等
- b 水島航路における管制信号(海交法規則第 8 条第 2 項の表に掲げる信号をいう。)及び水島港港内航路における港内信号(港則法規則別表第 4 に定める信号をいう。)の現状及び予告

- c 航路における船舶の交通の制限の状況及び水島港港内航路(港則法規則(昭和 23 年運輸省令第 29 号)別表第 2 に掲げる水島港港内航路をいう。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況
- d 蓬崎灯台(北緯 34° 35′ 58″ 東経 134° 8′ 18″)から小豆島蕪崎まで引いた線、大角鼻灯台(北緯 34° 26′ 0″ 東経 134° 20′ 15″)から馬ヶ鼻灯台(北緯 34° 21′ 3″ 東経 134° 15′ 2″)まで引いた線、讃岐三崎灯台(北緯 34° 15′ 41″ 東経 133° 33′ 30″)から大飛島西端まで引いた線、同地点から神島西端(御崎)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「備讃海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- e 備讃海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況
- f 備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
- g 備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
- h 航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況
- i 青ノ山における風向、風速及び気圧並びに六島、下津井及び地蔵崎における風向及び風速
- j 備讃瀬戸東航路と宇高西航路との交差部、備讃瀬戸北航路と水島航路との交差部、備讃瀬戸南航路と水島航路との接続部及び水島航路と下津井瀬戸との交差部における潮流の状況
- k 備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
- l その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

- a (ア)(a,b,e 及び i を除く。)に掲げる事項
- b 青ノ山における風向、風速及び気圧並びに高井神島及び地蔵崎における風向及び風速

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～3 変更なし

4 (1)～(5) 変更なし

(6) (1)イ(イ)b に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

4 (7)～(11) 変更なし

5 1～3 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

811 8406

瀬戸内海
西部(I)

今 治 34 05.4N くるしまマーチス
Imabari 132 59.3E

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

- a 長さ 160m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の航路入航時刻、船名、総トン数等
- b 航路における船舶の交通の制限の状況
- c 波妻ノ鼻灯台(北緯 33° 59′ 58″ 東経 132° 46′ 1″)、歌崎灯台(北緯 34° 1′ 7″ 東経 132° 38′ 44″)、倉橋島亀ヶ首及び上蒲刈島黒鼻を順次に結んだ線、同島三崎から大崎上島塚崎まで引いた線、同島鯨崎から大三島郷堀鼻まで引いた線、大三島橋、伯方島金ヶ崎、高井神島北端及び江ノ島北端を順次に結んだ線、江ノ島南端から横山ノ鼻で引いた線並びに陸岸により囲まれた海域(以下「来島海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- d 来島海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況
- e 来島海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
- f 来島海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
- g 大浜における風向、風速及び気圧並びに津島及び高井神島における風向及び風速
- h 中水道及び西水道における潮流の状況
- i 来島海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
- j その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

- a (ア)(a,d 及び g を除く。)に掲げる事項
- b 細島、足摺岬及び今治における風向、風速及び気圧並びに八島及び高井神島における風向及び風速

- ウ 変更なし
- (2) 変更なし
- 2～3 変更なし
- 4 (1)～(5) 変更なし

(6) 1(1)イ(イ)bに掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

- 4 (7)～(11) 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし

812 8407

瀬戸内海
西部(II)
関門海峡

門 司 33 53.8N かんもんマーチス
Moji 130 55.1E

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

a 総トン数1万t(油送船にあつては、3千t)以上の船舶の航路(若松航路にあつては関門海域(本山岬から180° 10,450mの地点まで引いた線、同地点から270° に陸岸まで引いた線、妙見埼から女島西端まで引いた線、同地点から蓋井島泉水鼻まで引いた線、同地点から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域のうち、若松港口信号所から138° に陸岸まで引いた線、修多羅三角点(北緯33° 54′ 55″ 東経130° 47′ 54″)から317° 30′ 2,840mの地点から62° に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域を除く海域をいう。以下同じ。)に含まれる部分に限る。)入航定時刻、船名、総トン数等

b 関門海域における船舶の交通の制限又は禁止の状況

c 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

d 関門海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況

e 関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

f 関門海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

g 部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻における風向及び風速

h 早瀬瀬戸における潮流の状況

i 関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

j その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

a (ア)(a.d及びgを除く。)に掲げる事項

b 漁ろうに従事している船舶の集中の状況

c 三島及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島及び若宮における風向、風速及び気圧並びに台場鼻、周防野島、八島、三井楽長崎鼻、対馬瀬鼻、豆酩埼、筑前相島及び出雲日御碕における風向及び風速

- ウ 変更なし
- (2) 変更なし
- 2～3 変更なし
- 4 (1)～(5) 変更なし

(6) 1(1)イ(イ)cに掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

- 4 (7)～(10) 変更なし

5 1～3項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし